

デイサービス
グッドタイムクラブ・やぶっちゃ

重要事項説明書

指定通所介護・第1号総合事業 通所型サービス（現行相当）

社会福祉法人 創生会

指定通所介護サービス及び、通所型サービス（現行相当）について、契約締結前に知っておいて頂きたい内容をご説明致します。ご不明な点や、解らないことがございましたらご質問下さい。

1. 事業者

事業者名称	社会福祉法人 創生会
代表者氏名	理事長 伊東 慎太郎
所在地・連絡先	住所：福岡県福岡市東区雁の巣東一丁目7番25号 電話：092-607-1211 FAX：092-607-1219
設立年月日	昭和47年4月25日

2. 事業所

名称	デイサービス グッドタイムクラブ・やぶっちゃ
所在地・連絡先	住所：三重県伊賀市島ヶ原13680 電話：0595-59-3330 FAX；0595-59-3331
管理者氏名	管理者 山本 紗織
事業種類	指定通所介護事業 介護保険指定事業所番号：2471201570 2025年10月1日指定 第1号通所事業 通所型サービス（現行相当） 総合事業指定事業所番号：24A1200708 2025年12月1日指定
利用定員（規模）	25名（通常規模型）
事業の目的	社会福祉法人 創生会が開設するデイサービスグッドタイムクラブ・やぶっちゃ（以下「事業所」という）は、高齢者の方々に通所介護サービス・通所型サービス（現行相当）を提供し、高齢者の自立的在宅生活の継続できるよう、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・機能訓練等の介護、その他必要な援助を行い生活の向上に努めます。
運営方針	適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき事業所従事者（以下「従事者」という）が、高齢者に対し適切な通所介護・通所型サービス（現行相当）を提供するため、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・近隣の他の保健、医療又は福祉サービス事業者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。都道府県及び市区町村が条例で定める基準等を順守し、事業を運営する。

3. 事業所の営業日時及び実施地域

営業日 (サービス提供日)	月曜日～金曜日 (祝日含む) 但し、12月29日～1月3日を除く
営業時間	9時00分～17時00分
サービス提供時間	9時30分～16時30分
事業実施地域	伊賀市・南山城村・名張市・奈良市・山添村・笠置町・和東町・甲賀市

4. 職員の体制

職種	業務内容	人員数
管理者	事業所の従事者の管理及び、業務の管理を一元的に行う。	1名 (常勤)
生活相談員	利用者やその家族等からの相談に応じ、従事者に対する技術指導、居宅介護支援事業者等関連機関との連絡調整を行う。	1名以上 (管理者 常勤兼務)
看護職員	利用者の健康管理と心身状態の把握を行い、医療相談を行う。	1名以上 (機能訓練指導員 兼務)
介護職員	通所介護計画及び、通所型サービス個別計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護等を行う。	3名以上
機能訓練指導員	通所介護計画及び、通所型サービス個別計画に基づき、必要な日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行う。	1名以上 (看護職員 兼務)
職員の保有する資格の状況		
介護福祉士	2名 (常勤 2名)	
初任者研修修了 (ヘルパー2級含む)	3名 (常勤 2名、非常勤 1名)	
看護師	1名 (非常勤 1名)	

※2025年10月1日 現在

5. サービス内容

(1) 提供するサービス

通所介護計画及び通所型サービス個別計画に基づき、以下の必要なサービスを提供します。

通所介護計画及び、通所型サービス個別計画の作成	居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の移行や心身状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じ具体的なサービス内容を定めた計画書を作成します。また、利用者又はその家族へ計画を説明し、同意を得て交付致します。計画に沿ったサービスの実施状況や目標の達成状況については記録します。
食事	契約業者の献立に沿い、栄養及び利用者の身体状況や嗜好を考慮した食事を提供します。
入浴	入浴介助が必要な利用者に対し、心身状況及び体調に応じた入浴介助を行います。
排泄	排泄介助が必要な利用者に対し、排泄の介助・排泄用品の交換等必要な介助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員の指導により、機能訓練機器の使用・運動療法等による身体機能の維持・改善を図ります。また、利用者の身体機能に応じて、日常生活動作を通じた訓練を行います。
送迎	事業実施地域において、事業者の所有する自動車にて利用者の居宅（居住実態のある場所を含む）と事業所までの間の送迎を行います。利用者及びその家族の希望により、送迎サービスを利用しない事も可能です。道幅が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助による送迎を行う場合があります。 ※悪天候等により急遽送迎を希望される場合は、ご連絡の上調整・相談を行うものとします。

(2) 事業者の禁止行為

通所介護・通所型サービスを行うにあたり、以下の行為は行いません。

- ① 医療行為（但し、看護職員・機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く）
- ② 利用者又はその家族の、金銭・預貯金通帳・証書・書類などの預かり
- ③ 利用者又はその家族よりの、金銭・物品・飲食物の授受
- ④ 身体拘束及び、その他利用者の行動を制限する行為
（利用者又は第三者等の生命や身体を保護する事を目的とし、緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う、宗教活動・政治活動・営利活動・その他の迷惑行為

6. サービス利用料

□通所介護（通常規模型：7-8時間）利用料、自己負担額

介護度	利用単位 (1日/単位)	利用料 (/円)	利用者負担額 (1日/円)		
			1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	658単位	6,672円	668円	1,335円	2,002円
要介護2	777単位	7,878円	788円	1,576円	2,364円
要介護3	900単位	9,126円	913円	1,826円	2,738円
要介護4	1,023単位	10,373円	1,038円	2,075円	3,112円
要介護5	1,148単位	11,640円	1,164円	2,328円	3,492円
入浴介助 加算Ⅰ	40単位/日	405円	41円	81円	122円
個別機能訓練 加算(Ⅰ)イ	56単位/日	567円	57円	114円	171円
口腔機能向上 加算(Ⅰ)	150単位/月 3ヶ月以内月2回	1,521円	153円	305円	457円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の9.0%				
送迎減算	居宅と事業所との間を送迎を行わない場合に減算します。 片道 -47単位減算 (1割負担の場合 -48円)				

□通所型サービス 独自（現行相当）

	利用単位数	利用料	利用者負担額		
			1割負担額	2割負担額	3割負担額
要支援1	月4回まで 436単位/回	4,421円	443円	885円	1,327円
	月5回以上 1,798単位/月	18,231円	1,824円	3,647円	5,470円
要支援2	月4回まで 477単位/回	4,836円	484円	968円	1,451円
	月5回以上 3,621単位/月	36,716円	3,672円	7,344円	11,015円
口腔機能向上 加算(Ⅰ)	150単位/ 3ヶ月以内月2回	1,521円	153円	305円	457円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の9.0%				
送迎減算	居宅と事業所との間を送迎を行わない場合に減算します。 片道 -47単位減算 (1割負担の場合 -48円)				

(共通備考)

- ・1単位を10.14円とし計算しています(地域区分：7級地) 2025年10月1日 現在
- ・個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マ

ッサージ師が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定します。

- ・(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市区町村(保険者)に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

7. その他の利用料

食事費用	800 円 (1 食あたりの食材費・おやつ代を含む)
おむつ代	実費徴収とする
送迎費用	通常の事業実施地域を超えて行う送迎の交通費は、通常の事業実施地域を超えた地点より居宅まで 1km あたり 30 円とする。
キャンセル料	1 回につき 500 円とする
日常生活費	日常生活において通常必要とある費用で、利用者が負担すべき費用については実費徴収とする。

8. 利用料金の請求及び支払い方法

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者宛にお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 28 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

※利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 1 月以上遅延し、さらに支払いの督促から **7 日以内に支払いが無い場合**には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 山本 紗織
虐待防止に関する担当者	

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置。開催後結果を職員へ周知します。

(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるとき（以下の(1)～(3)の要件を全て満たすとき）は、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限り、限ります。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限り、限ります。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

12. 緊急時等における対応について

(1) 緊急事態発生時の対応

利用者の容体に急変、その他緊急事態が生じた際は、速やかにご家族の緊急連絡先・主治医への連絡を行う等、必要な措置を講じるとともに担当の介護支援専門員へも連絡致します。

家 族	氏名	
	連絡先	
居宅介護支援事業	事業所名	
	担当者／連絡先	担当者名 連絡先
医療機関	医療機関名	
	連絡先	

(2) 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者及び医療機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保 險 名	介護サービス事業者賠償責任保険
補償の概要	東京海上日動火災保険の介護事業者責任賠償保険は、介護業務に起因する賠償責任を補償します。

13. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修及び訓練を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 研修及び訓練を実施の上、計画の見直しや必要に応じ変更を行います。

14. 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 管理者 山本 紗織 ）

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。避難訓練実施時期：（毎年2回）

15. 衛生管理等

利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

1. 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員へ周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため指針を整備する。
3. 事業所は、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び、訓練を定期的（年1回以上）実施する。

16. 苦情処理の体制及び手順

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	名 称 社会福祉法人 創生会 所 在 地 福岡県福岡市東区雁の巣 1-7-25 電話番号 092-607-1211 受付時間 (月)～(金) 9:00～17:00
	名 称 グッドタイムクラブ・やぶっちゃ 所 在 地 三重県伊賀市島ヶ原 13680 電話番号 0595-59-3330 受付時間 (月)～(金) 9:00～17:00 ※12/29～1/3 を除く 担 当 者 管理者 山本 紗織
伊賀市健康福祉部 介護高齢福祉課	所 在 地 三重県伊賀市四十九町 3184 電話番号 0595-26-3939 / FAX 0595-26-3950 受付時間 (月)～(金) 8:30～17:15 ※(祝)・年末年始を除く
三重県福祉サービス 運営適正化委員会	所 在 地 三重県津市桜橋 2 丁目 131 電話番号 059-224-8111 / FAX 059-213-1222 受付時間 (月)～(金) 9:00～17:00 ※(祝)・年末年始を除く
三重県国民健康保険団体連合会 保健介護福祉課	所 在 地 三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地 2F 電話番号 059-222-4165 受付時間 (月)～(金) 9:00～17:00 ※(祝)・年末年始を除く

17. 重要事項説明の年月日

令和 年 月 日

通所介護及び、通所型サービス（現行相当）の提供開始に伴い、重要事項説明を致しました。
本書は2部作成し、うち1部を利用者（家族）へ交付。1部を事業者が保管する。

事業者 所在地 福岡県福岡市東区雁の巣一丁目7番25号
法人名 社会福祉法人 創生会
代表者 理事長 伊東 慎太郎
事業所 所在地 三重県伊賀市島ヶ原 13680
事業所名 デイサービス グッドタイムクラブ・やぶっちゃ
説明者

上記内容の説明を事業者から受けました。

利用者

住所

氏名

代筆の場合

代筆者氏名 (続柄)

代筆の理由

代理人

住所

氏名 (続柄)

